

社会福祉法人湘北福祉郷 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘北福祉郷の役員等に対する報酬の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、定款第5条に規定する評議員、第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員及び第15条に規定する理事、監事をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等に支給する報酬の額は、次の通りとする。

- (1) 1回につき 5,568円 (税込)

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は、役員等のうち法人と雇用関係にある者を除き、役員会等に出席した場合にその都度支給する。

- 2 役員会等の所要時間が1時間に満たない場合で、支給該当者全員の同意を得た場合には、報酬を支給しないことができる。

(報酬の辞退)

第5条 役員等は、自らの意思により当該報酬の支給を辞退することができる。但し、その場合には役員等報酬辞退届を法人に提出するものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。